

○地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例

平成11年3月26日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条の規定により、地方自治法その他法令の規定に基づいて出頭した関係人等に支給する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の範囲)

第2条 前条に規定する実費弁償は、次の各号に掲げる者に対して行う。

- (1) 地方自治法第74条の3第3項の規定により選挙管理委員会から求められて出頭した関係人
- (2) 地方自治法第100条第1項の規定により市議会から求められて出頭した選挙人その他の関係人
- (3) 地方自治法第109条第4項及び第5項、第109条の2第4項並びに第110条第4項の規定により、市議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会から求められて公聴会に参加した者又は出頭した参考人
- (4) 地方自治法第199条第8項の規定により監査委員から求められて出頭した関係人
- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により選挙管理委員会から求められて出頭した選挙人その他の関係人
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第3項の規定により固定資産評価審査委員会から求められて出席した関係人
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項及び第5項の規定により公平委員会から喚問されて出頭した証人
- (8) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第1項の規定により農業委員会から求められて出頭した関係人

(実費弁償の額)

第3条 前条の規定により出頭し、出席し、又は参加した者に対しては、次に掲げる範囲内で実費を支給する。

| 鉄道賃 | 車賃 (1キロメートルにつき) | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) |
|-----------------------------------|--------------------|---------------|----------------|
| 職員の旅費に関する条例（昭和29年小諸市条例第27号）の規定による | 37円 | 2,200円 | 9,800円 |

(支給方法)

第4条 前条の実費弁償は、その都度支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小諸市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

2 小諸市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年小諸市条例第49号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(条例の廃止)

3 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例（昭和34年小諸市条例第23号）及び小諸市等公平委員会の行う審査及び判定に関する証人の費用弁償支給条例（昭和34年小諸市条例第22号）は、廃止する。